

別記様式第二十二の十一の三（第三十八条の四の四関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の5第1項の規定により、下記の期間内に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。